

運営審議会委員による支部視察の報告

令和5年11月発行

はじめに

運営審議会委員による令和5年度の支部視察は、神戸（本庁及び明石）、水戸（本庁及び土浦）、鹿児島（本庁及び加治木）、広島（本庁及び呉）及び岐阜（本庁及び多治見）の5支部を対象に実施しました。この数年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、支部視察は中止となったり、ウェブ会議により実施されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に見直されたことなどを受け、令和元年度以来となる出張による方法で実施されることになりました。



視察においては、各支部から事業概況の説明を受けるとともに、事務担当者との意見交換を行いました。

また、座談会では、委員から運営審議会の役割、共済組合の事業やこれまでに組合員から出されている主な要望等についての説明を行うとともに、組合員のみなさんから直接出された意見や要望に基づき、質疑応答や意見交換を行いました。

これらに加えて、令和5年4月に最高裁、東京及び横浜の3支部が廃止され、本部へ統合されるなど、共済組合組織の統合の実施及び検討がすすむ中、委員から統合にかかわるこれまでの経緯と組合員代表委員の意見を報告・説明するとともに、引き続き、組合員のみなさんの意見や要望等を積極的に出していただくようお願いしました。

運営審議会の役割等の説明

【運営審議会の目的及び審議内容】

運営審議会は、国家公務員共済組合法により「組合の業務の適正な運営に資する」ことを目的に設置され、①定款の変更、②運営規則の作成及び変更、③毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算などの審議を行うこととされており、裁判所共済組合では、次年度の事業計画の骨子の審議を行う「骨子運審」（2月上旬）、次年度の事業計画及び予算の審議を行う「計画運審」（3月下旬）、前年度の決算の審議を行う「決算運審」（6月下旬）が開催されています。また、骨子運審と計画運審の間に、「小委員会」を複数回開催し、事業計画及び予算の詳細についての審議を行っています。このほかに、5名以上の委員の請求があれば、臨時の運営審議会が開催されることとなっています。

【運営審議会の構成】

運営審議会の構成は、裁判所共済組合定款で定められており、裁判所共済組合の副本部長、事務主管者側委員4名及び組合員代表委員5名の合計10名で構成されています。

【運営審議会への組合員等の意見・要望の反映】

運営審議会における事業計画及び予算の審議は、毎年秋に各支部がとりまとめる要望事項や、全司法労働組合から提出される要望事項をふまえて行われますが、このほか、運営審議会委員による支部視察において、各支部の組合員や事務担当者のみなさんから出された意見や要望も審議に反映されます。支部視察の実施は、毎年の事業計画で決められますが、組合員の意見を共済組合の事業に反映するために、なくてはならない大切なとりくみとなっています。

📖 各支部共済組合係の様子

各支部の事務担当者は、共済組合制度が複雑かつ幅広い分野に渡り、事務担当者には専門的知識が求められる中で、しばしば行われる制度の新設や改正にも対応しつつ、事務処理に必要な知識の習得に努められています。特殊な事案や判断が困難な事案については、法規や研修資料等を参考に支部内での検討を深めるとともに、他支部、高裁所在地支部または本部とも相談するなどして、適正な処理が行われています。また、共済組合係内の事務分担を定期的に変更するなど、事務担当者の不在時や異動時であっても事務に支障が生じることなく、安定した組合員サービスの提供ができるよう工夫されています。

組合員に対する制度周知や手続教示などにおいて、自宅のパソコンやスマホから裁判所共済組合ホームページを閲覧することができるなどアクセスが向上し、内容もリニューアルされた裁判所共済組合ホームページの活用がすすめられています。



📖 座談会で出された主な意見・要望等及び共済組合本部の回答

座談会で出された意見や要望とそれに対する共済組合本部の回答について、その一部を紹介します。制度上の問題や当該経理の収支の状況等から、実施は困難とされているものも多くありますが、ここに掲載できなかった意見や要望を含め、運営審議会での意見反映を図っていきます。

- 病院窓口での医療費の負担額を引き下げしてほしい。

医療費の自己負担割合については、国家公務員共済組合法55条及び57条に定められているものであり、当共済組合において独自の取扱いを行うことができないことを御理解いただきたい。

- **短期経理の附加給付について、弔慰金附加金、結婚手当金や入院附加金などの手当金等の支給を復活してほしい。**

附加金の内容及び金額については、裁判所共済組合定款で定められているところ、定款の変更には財務大臣の認可が必要であり、この認可は、健康保険及び雇用保険における給付の実施状況等を斟酌した一定の基準に照らし合わせて行われているため、国家公務員共済組合はほぼ同じ水準で附加給付に関する事項を定款で定めているという状況である。弔慰金附加金、結婚手当金や入院附加金などのような手当金等については、監督官庁である財務省から、附加給付の水準を民間の健康保険組合並みに見直す内容の方針が示され、この方針を踏まえ、廃止が承認されたものであり、当共済組合のみがこれらの給付の支給を再開することは非常に困難であることを御理解いただきたい。

- **組合員証とマイナンバーとの連携がどのようになっているのか説明してほしい。**

令和3年10月からオンライン資格確認制度が開始されたことにより、マイナポータル等で利用の申込みを行った組合員については、マイナンバーカードでも医療機関を受診することができるようになった（詳細は、厚生労働省ホームページを参照されたい。）。

- **福利厚生パッケージサービスについては、地域による不平等を感じる。組合員全員が平等に利用できるものにしてほしい。**

福利厚生パッケージの地域格差解消の観点から、これまでもAmazonプライムの利用料割引やセブンイレブンのnanacoカードギフト券、ベネフィットポイントの楽天ポイントへの交換などの全国の店舗やインターネット上で利用できるサービスを提供したり、通販やeラーニング等についても強化してきたところである。引き続き自宅でも楽しめるサービス等を追加していきたいと考えている。

- **福利厚生パッケージサービスについては、会員証を提示すればその場で割引が適用されるなど、もっと簡単な利用方法にしてほしい。**

今後も、よりいっそう組合員が利用しやすいサービスとなるよう調整していきたいと考えている。なお、現在は、紙の会員証もWEB会員証もなく、スマホなどの画面上で利用したいサービスを選んでクーポンを表示し、店頭等で表示することで割引を受けることができるサービスが基本となっている。映画鑑賞についていえば、大手映画館については、ベネフィット・ステ

ーションサイトから事前に席を指定して予約し、通常の映画利用時と同様に劇場で発券手続をすることができるので、併せてお知らせする。

- **福利厚生パッケージサービスの新引越サービスの利用手順や利用状況、使い勝手（利用者の声）等について、より詳しく紹介してほしい。**

新引越サービスは、一回の申込で3社の見積書が取得できるものである。福利厚生パッケージのベネフィット・ステーションへログインすると、裁判所共済組合専用メニューとして表示され、申し込みができる。令和3年度は1,743件、令和4年度は1,871件の利用があった。使い勝手についての感想等は集約できているわけではないが、特に繁忙期には、行先や日程等の条件により、引越業者が請け負えないために見積を断られたケースがあると聞いている。

- **人間ドックについては、補助経費の上限を上げてほしい。補助の対象年齢を下げてほしい。人間ドックと脳ドックを別々に受診することもあるため、それぞれについて補助金が給付されるようにしてほしい。**

人間ドック補助等については、その拡充について様々な御意見をいただいている。人間ドック等の補助は、組合員等の健康に資するものであり、組合員のニーズも高いことから、令和5年度も現在の補助基準を維持することとしているが、ここ数年の人間ドック受検者数が増加傾向にあること、特定保健指導の実施率向上に向け更なる取組を行う必要があることから、引き続き、保健経理全体の在り方を検討していく必要があると考えている。したがって、補助の引上げに関しては、現時点で直ちに実施することが困難であることを御理解いただきたい。なお、裁判所は人間ドックの補助対象年齢を30歳以上に拡大しており、他の共済組合と比較しても若年層に対して一定の配慮は行っていることを御理解いただきたい。

- **後期高齢者支援金の加算対象とならないよう、特定保健指導の実施率の向上に向けた取組を一層加速してほしい。また、加速させるための具体的な方策を示してほしい。**

保健指導対象者に送付する案内文書及び利用勧奨文書に、特定保健指導の実施率が後期高齢者支援金の加算に影響があることについての説明を記載したり、各支部に対し、実施率向上に向けた更なる取組を行うよう改めて周知を行うとともに、特に幹部職員への周知の強化を図ってきた。また、裁判所共済組合ホームページを活用した広報等も行ってきた。さらに、令和5年度は、新たな取組として、ベネフィット・ワンへ特定保健指導事業をも委託しており、病院以外にオンラインでの面談（ICT型）が受けられるようになる等、利便性の向上に取り組んでいる。引き続き、実施率向上に向けた取組を積極的に行っていきたいと考えている。

- グループ保険の保険種類を増やしてほしい。例えば、女性向けの妊娠・出産や女性特有の疾病に特化した保険商品や、介護に備える保険等も取り扱ってほしい。また、引受基準緩和型の保険を加えてほしい。

保険商品の種類等においては、これまでも組合員からの要望により、三大疾病保障保険を導入するなど、必要な見直しを行ってきた。今後も、組合員のニーズに合ったサービスが提供できるよう必要に応じて見直しを検討していきたい。また、引受基準緩和型の保険については、総合医療保険において、令和2年度に特別保険料を付加した保険加入を可能とし、更に令和3年度は通常保険料のみによる保険加入を可能とするなど見直しを行ってきたところである。今後も組合員のニーズに合ったサービスが提供できるよう、要望を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していきたい。

- 貸付利率は、少なくとも銀行並みに引き下げてほしい。

貸付事業については、他の国家公務員共済組合も含めて、財務省が定める統一的な基準である「貸付事業運営規則準則」に沿って制度運用を行っているところ、支払利息についてもこの基準の制約を受けることを御理解いただきたい。なお、住宅に係る貸付については、担保や手数料が不要であるなど、民間にはない特色があるほか、提携先の金融機関等で一般より低い利率で住宅ローン契約を締結できる「優遇金利提携住宅ローン制度」も引き続き利用可能であるため、各組合員のニーズに応じて利用していただきたい。

- NISAやiDeCoなどの利用紹介のほか、退職金運用情報の紹介等について、金融機関との提携により検討してほしい。

共済組合として案内できるのは、iDeCoやライフプラン（拠出型企業年金保険）の申込方法の案内等であり、退職金運用情報等の資産形成の方法を一般的に紹介することは特定の金融商品等を勧めることになり難しいことを御理解いただきたい。なお、福祉事業として、ベネフィット・ステーションがライフプランニングにかかる相談サービス等を提供しているところであり、これらの利用も検討していただきたい。

- 共済組合において、どのような事務があるのかよく分からないため、どのような場面でどのような手続きができるのかを確認しやすくしてほしい。

共済組合に関する情報等については、裁判所共済組合ホームページに記載されており、どのような場面でどのような手続きができるか確認することができるとぜひ御利用いただきたい。また、同ホームページは私物パソコンやスマートフォンから閲覧でき、周知事項や各種書式の掲載場所、掲載方法の見直しなど、組合員のニーズを踏まえて引き続き利便性や充実度の向上に取り組むので、ぜひ積極的に御活用いただきたい。

- 裁判所共済組合ホームページは以前と比べて見やすくなったが、毎日確認

することはできないので、情報が更新されたときは、何らかの形で周知してもらいたい。

裁判所共済組合ホームページを中心とする周知方法については、組合員の同ホームページに関する認知度や、利用頻度の改善状況を見ながら、より効果的な広報ができるよう引き続き検討していきたい。

- 共済組合において、AIを活用したチャットボットや各種届出を裁判所共済組合ホームページ上から直接申請ができるようなオンライン手続の導入は検討されているか。

令和5年度は、裁判所共済組合ホームページの充実を図ることを目的としてAIチャットボットを導入することを予定しており、現在調達手続中である。一方、オンラインで共済組合の各種手続を完結させる仕組みについては、他省庁の共済組合の動きを見ながら進める必要があるため、直ちに対応できるものではないことを御理解いただきたい。なお、現状の同ホームページにおいては、トップページの各種届出申請書をクリックすることにより、各種申請書が利用できるようになっている。また、グループ保険については、昨年度からオンライン上で申込みができるようになった。今後も、組合員のニーズを踏まえて引き続き利便性や充実度の向上に取り組んでいきたい。

共済組合支部の本部への統合についての説明

運営審議会での共済組合支部の本部への統合についての審議は、令和3年2月から行われています。同年3月の運営審議会において「検討をすすめていくこと」が承認されて以降、共済組合本部において、統合後のサービス提供方法などについて、支部との協議をふまえて検討がすすめられるとともに、運営審議会委員の支部視察や共済組合の地区別協議会、事業計画及び予算に関する要望の聴取の機会に、共済組合事務担当者や組合員の意見が聴取されてきました。

これらのとりのくみをふまえ、運営審議会の審議を経て、これまでに以下のことが実施され、または実施されることとなっています。

- ① 令和5年2月、東京支部が東京高裁庁舎から最高裁庁舎に移転
- ② 令和5年4月、最高裁、東京及び横浜の3支部を廃止し、本部に統合
- ③ 令和6年4月、東京高裁管内の残りの支部（さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野及び新潟の9支部）を廃止し、本部に統合
また、令和5年6月に開催された運営審議会において、以下の検討がすすめられることとなりました。
- ④ 令和7年4月に仙台、札幌及び高松の各高裁管内の支部を廃止し、本部に統合する方針で検討をすすめること
- ⑤ 令和8年4月に名古屋及び広島の高裁管内の支部を廃止し、本部に統合する方針で検討をすすめること

- ⑥ 令和9年4月に大阪及び福岡の各高裁管内の支部を廃止し、本部に統合する方針で検討をすすめること
- ⑦ 厚生管理官（共済組合本部）の執務室について、和光市（司法研修所別館）への移転を含めた検討をすすめること

組合員からは、異動に伴う手続が不要になるなどのメリットがあることから、統合を歓迎する声がある一方、気軽に相談できる窓口がなくなること懸念する意見が引き続き出されるとともに、事務担当者からも統合後の事務処理についての疑問も出されており、組織統合についての組合員等の理解や納得は十分との感想を持っています。また、最高裁、東京及び横浜の3支部の本部への統合から数か月しか経過しておらず、統合時または統合後の状況についての組合員の意見や感想も聴取していないことや、高裁単位での統合はまだ実施していない現時点において、令和7年4月以降の統合スケジュールを検討するのは時期尚早であるとも考えています。組合員代表の委員は、これらのこともふまえ、これまでの運営審議会において、組合員サービスの低下につながる統合をすすめることに反対の立場で審議に臨んできました。

共済組合本部は、「統合することによって共済組合業務をすすめる上での大きな問題や差し支えが生じることはなく、組合員にとって必要なサービスを維持できると判断している」と説明しています。

組合員代表の委員としては、組合員サービスが低下するようなことがあってはならないと考えており、支部が廃止された庁におられる組合員も含め、組合員のみなさんが疑問や不安に感じておられること、改善してほしいことなど、さまざまな意見や要望を出していただくようお願いいたします。出された意見や要望については、運営審議会での審議に反映させます。

なお、視察にむけた事前の意見聴取の中で出された意見等とそれに対する共済組合本部の回答を紹介します。

- 先に統合した東京・横浜の統合前後の状況を教えてほしい。また、統合までに事前に準備しておくことを早めに教えてほしい。

東京・横浜ともに、共済事務担当者が、統合前から本部担当者とともに、統合に向けた各種の検討、準備作業を行った（東京については令和5年2月に最高裁庁舎に執務室を移転）。統合後の状況については、現時点において、特に大きな問題や混乱は生じていない。今後も、被統合支部が統合に関する準備作業を円滑にできるよう、本部からできるだけ早期に必要な指示をする予定である。

- 現在は職員の出産や病気等の情報は職制を通じて受けることができるが、統合後はそれらの情報の把握はどのように行うのか。把握が遅れて手続が遅くなり、組合員が不利益を被ることが増えないか不安である。統合後の取扱いについて聞きたい。

統合後は、職員の各種情報について、共済組合本部が人事局や各庁の人事

担当部署と連携して情報を把握し、手続を進めていくことになる。現在も一定のフローに従い手続を行っているが、手続が遅れるなど組合員に不利益となることがないように、今後も必要な改善をしながら継続して検討していく予定である。

- 現在は、同じ庁舎内に共済組合係があるので気軽に相談できるが、統合後はそういう気軽さはなくなり、サービスの低下が心配。また、各裁判所で担当する業務はどの程度支部に残り、どの部署が担当することになるのかも気になるのでそれらについて説明してもらいたい。

統合後においても組合員に対して必要なサービスを維持できるように、裁判所共済組合ホームページの更なる内容の充実や組合員からの相談方法の充実等、サービス維持のための対策について継続して検討していく予定である。また、被統合庁に残る業務については既に職制を通じて周知したとおりであるが、最小限にする方向で引き続き検討しているところであり、担当部署については、各庁において、当該業務の性質及び各庁の実情を踏まえて検討することになる。

- 現在は、相談したい時にはメール及び電話等で共済組合係に気軽に相談できるが、統合後に本部へ問い合わせをする際、裁判所共済組合ホームページ上で詳細がわからない時の連絡先はどこになるのか。また、各裁判所で担当する業務はどの程度各庁に残り、どの部署が担当することになるのかも気になる。また、情報の秘密は保たれるのか不安になる。それらについて説明してもらいたい。

現時点における本部組合員の受付窓口は共済本部総務係（03-4564-4141）であり、本部統合後も気軽に相談してほしい。また、被統合庁に残る業務については既に職制を通じて周知したとおりであるが、最小限にする方向で引き続き検討しているところであり、担当部署については、各庁において、情報の秘密保持の点も含めて、当該業務の性質及び各庁の実情を踏まえて検討することになる。

- 統合後、組合員証の発行手続はどのようになるのか教えてほしい。異動後、どれくらいの日数で受け取れるのか心配である。

本年4月の統合時は、被統合支部において、原則として3月中に新しい本部の組合員証を発行したが、今後、統合時の発行手続をどのように行うかは、今回の結果も検証した上で、改めて検討する予定である。今後できるだけ速やかに交付できるよう努めていくが、被扶養者の認定手続には一定程度の時間をいただくことを御理解いただきたい。

- 地方の支部はこれから統合が進んでいくと聞いているが、当該支部の組合員にとって各種申請等の際に、以前より手間が増えたりスムーズな手続がで

きなかったりということのないよう、裁判所共済組合ホームページでの説明内容等をさらに充実させたり、より簡易な電子申請を可能にするなど、窓口申請が困難になることを踏まえて、検討、工夫していただきたい。

現状の同ホームページにおいては、トップページの各種届出申請書をクリックすることにより、各種申請書が利用できるようになっている。また、グループ保険については、昨年度からオンライン上で申込みができるようになった。ただ、オンラインで共済組合の各種手続を完結させる仕組みについては、他省庁共済組合の動きを見ながら進める必要があるため、直ちに対応できるものではないことを御理解いただきたい。今後も、組合員のニーズを踏まえて引き続き利便性や充実度の向上に取り組むので、ぜひ積極的に御活用いただきたい。

- 統合に伴い、事務に係る人員が減ることで、サービス低下にならないようにしてほしい。

統合後においても組合員に対して必要なサービスを維持できるように、裁判所共済組合ホームページの更なる内容の充実や組合員からの相談方法の充実等、サービス維持のための対策について継続して検討していく予定である。

- 共済組合支部の統合について、東京一極集中になることによって、地方へのサービスの提供のスピードが落ちるのではないかと。また、統合しても本部（最高裁）に問い合わせをしやすくするような何らかの工夫をしてほしい。

組織を集約することで、地域によってサービスの提供が遅れるなど組合員に不利益となることがないよう、今後も必要な改善をしながら継続して検討していく予定である。また、現在、本部組合員の受付窓口は共済本部総務係に一本化しているところであるが、組合員からの問合せについては、より利用しやすい方法を引き続き検討していく予定である。

むすび

座談会では、事前に集約された組合員のみなさんの意見・要望に加え、参加者から多くの発言があるなど、支部視察はたいへん有意義なものとなりました。この視察の機会に、組合員のみなさんから直接お聞きした意見や要望を含め、全国から出される多くの要望事項が共済組合の事業に活かされるよう、運営審議会で意見等を反映させていきます。

共済組合は、組合員の掛金を原資として運営される組織ですので、その事業に組合員の意見を活かしていくことが重要です。共済組合に関する意見、要望及び疑問がある場合は、要望事項のとりまとめや運営審議委員会委員による支部視察の機会だけでなく、いつでも所属の共済組合支部または本部にお知らせください。

冒頭に記載したとおり数年ぶりの出張による支部視察を行うことができました。直接対面して対話することで、ウェブ会議による方法に比べて互いに話をしやすく、座談会においては活発な質疑や意見交換が行われたとの感想を持ちました。

最後になりましたが、お忙しい中、今回の視察に御対応してくださった対象支部の事務担当者及び組合員のみなさんに御礼申し上げます。ありがとうございました。

